そうだ 図書館に行こう♪

1月 催し物のお知らせ

今津図書館

○エントランス展示：
「絵本拾遺信長記で見る戦国の武将たち」
出展：中江藤樹・たかしまミュージアム
期間：４日(日)～31日(土) 開館時間中
※最終日は14時まで

○「かけはし午後の朗読会」
日時：29日(木) 14時～14時30分
作品：「雪女」　小泉 八雲/作　ほか

今月のおすすめ

『縁起物』（自由国民社）
『現代用語の基礎知識』編集部／編

新年を迎える時にお節料理を準備したり、お雑煮を食べたりします。これらも縁起物のひとつ。いいことがありますように、無事に過ごせますようにそんな願いを込めたさまざまな「縁起物」と由来が紹介されています。

この他にも新しく入った本があります。新着・新刊案内は、各図書館での掲示、チラシやホームページをご覧いただくか、各図書館までお気軽にお問い合わせください。

	開館時間	電話番号	1月の休館日	1月のおはなし会
今津図書館	10時～18時	☎（２２）３８２７	月曜日・火曜日 ※４日(日)から通常開館します。	11日(日)
安曇川図書館		☎（３２）４７１１		18日(日)
マキノ図書館		☎（２７）０３５０		10日(土)
朽木図書サロン		☎（３８）２３２４		17日(土)
新旭図書室		☎（２５）２８１１		15日(木)
高島図書室		☎（３６）２１６０		17日(土)

※音訳版「声の広報たかしま」、点字版「広報たかしま」は、市内図書館も所蔵しています。

催し物の詳しい内容は各図書館のチラシや図書館ホームページをご覧ください。

相談窓口から はい！ニッコリ

問 消費生活センター
☎（２５）８１０６

困ったときはひとりで悩まず、ご相談ください

消費者ホットライン「１８８」にご相談ください

○ 消費者ホットライン「１８８」とは何ですか。

消費生活センターの連絡先をご存じない消費者に、最寄りの相談窓口を案内するものです。☎１８８番にかけることで、県や市などにある開所しているお近くの消費生活センターにつながります。

相談は無料ですが、相談窓口につながった時点から通話料金がかかります。

○ どのような内容を消費生活センターに相談できますか。

商品やサービスの契約、悪質商法によるトラブルなど消費生活全般に関する相談ができます。

「困ったな」と思ったら気軽にご相談ください。

消費者庁　消費者ホットライン188
イメージキャラクター　イヤヤン

問 市民協働課　☎（２５）８５２６

安心して暮らし続けられる マキノを目指して

マキノまちづくり協議会では、地域の子どもたちが自然に親しみ、故郷の良さを知っていただける活動をしています。

子どもたちの思い出づくりにマキノ高原斧研川（よきとぎ）を利用してニジマスつかみ体験を実施しました。他にも防災体験として、初期消火に役立つバケツリレーにみんなで力を合わせて取り組みました。この活動では、牧野地区消防団の協力を得て川から水をくみ上げ、バケツリレーでためた水を放水する実演も実施しました。子どもたちも大喜びで活動に参加しました。

ニジマスつかみ体験

放水実演

区・自治会等には地域の防災・防犯のための啓発看板づくりを提案し、今年は2地区から参加があり、子ども会を中心に地域の方の力添えで看板が出来上がりました。作品はマキノ生涯学習フェスティバルで展示し、多くの来場者に披露することができ、制作に関わった方からも喜びの声が聞かれました。

啓発看板

このような地道な活動を通じて、安心して暮らせる地域づくりに取り組みます。

▼問い合わせ先
マキノまちづくり協議会
☎090(2115)9137

マキノまち協
インスタグラム

国保年金あらかると

問 保険年金課　☎（２５）８１３７
大津年金事務所　☎０７７（５２１）１１２６

国民年金保険料の納付が困難な方へ

保険料を未納のままにしておくと…

将来の「老齢基礎年金」や障害・死亡といった不測の事態が生じたときに「障害基礎年金」・「遺族基礎年金」を受け取ることができない場合があります。

免除や猶予になる制度

納付が経済的な理由で困難な場合に、保険料の納付が「免除」または「猶予」になる制度があります。また、学生の方には、保険料を猶予する「学生納付特例制度」があります。
※猶予制度は、本人が50歳未満の期間について申請が可能です。

免除・猶予の審査

審査対象者のそれぞれの前年所得（１月から６月までに申請する場合は前々年所得）が一定額以下の場合に、申請が承認されます。
（審査の対象となる方）　**免除制度**…本人、配偶者、世帯主
納付猶予…本人、配偶者
学生納付特例…本人

特例免除制度

申請者、配偶者、世帯主のいずれかが失業等された場合、その方の前年所得に関わらず、免除・納付猶予を受けられる特例制度があります。

詳しくは、市役所保険年金課または大津年金事務所にお問い合わせください。